



介護高齢課長兼 いこいの里所長	松川保博	総合福祉センター 所長	佐野隆
十四山総合 福祉センター所長	伊藤政洋	児童課長	鯖戸善弘
農政課長	青木和巳	都市計画課長	竹川彰
下水道課長	橋村正則	生涯学習課長	八木春美
十四山スポーツ センター館長	花井明弘	図書館長	奥田和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長	若山孝司	書記	横山和久
書記	岩田繁樹		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	議案第34号 弥富市総合計画審議会条例等の一部改正について
日程第3	議案第35号 弥富市税条例の一部改正について
日程第4	議案第36号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第5	議案第37号 弥富市十四山総合福祉センター条例等の一部改正について
日程第6	議案第38号 平成23年度弥富市一般会計補正予算(第2号)
日程第7	議案第39号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（伊藤正信君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議に、三浦議員から体調不良ということで欠席届が出ていますことを御報告しまして、ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、小坂井実議員と佐藤高清議員を指名いたします。

~~~~~  
日程第2 議案第34号 弥富市総合計画審議会条例等の一部改正について

日程第3 議案第35号 弥富市税条例の一部改正について

日程第4 議案第36号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第5 議案第37号 弥富市十四山総合福祉センター条例等の一部改正について

日程第6 議案第38号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第7 議案第39号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（伊藤正信君） この際、日程第2、議案第34号から日程第7、議案第39号まで、以上の6件を一括議題といたします。

本案6件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

三宮議員から通告がございます。皆さんの手元に、三宮議員からのお申し出により資料を配付していますことを御報告し、まず三宮十五郎議員、お願いをいたします。

12番（三宮十五郎君） おはようございます。

私は、通告に基づきまして、議案第36号弥富市国民健康保険税条例の一部改正と、それから議案第38号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第2号）についてお尋ねをいたします。

最初に、議案第36号弥富市国民健康保険税条例の一部改正に関連して質疑をさせていただきますが、今議長からも御説明がありましたように、皆さんのお手元にA3の4枚物の資料を用意させていただきました。数字が連なる質問でございますので、私自身も間違いないように、なるべくまた皆さんも御理解いただけるようにということで議長をお願いいたしましたので、よろしく願いいたします。

なお、時々4枚それぞれを使いますので、順番はなるべく崩さんように追っていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回の税条例の改正でございますが、私としましては、市としては相当の努力が尽くされたが、それでも実際に払うとなると大変なものだという感覚を持っておりますので、まず、

一番真ん中にあります弥富市の国保税等というものと、それからグラフがある方をごらんいただきたいと思います。

弥富市の国保税等の方で質問をさせていただきます。

まず、平成15年から22年の事実上決算が、まあ認定はされておきませんが、決算を迎えた費用の一覧表を入れておきました。まず、一番左側がその他繰入金といいまして、法律の定めのない、要するに国民健康保険税の負担をしなきゃいけない部分、するということに国が言っております部分を、弥富町時代と弥富市が年間どれだけ負担をしてきたかというものでありまして、1人当たりの額。それから、それぞれの年度の国民健康保険税の1人当たりの現年分の調定額といって、かけた額、滞納繰越分を除いて実際にかけた額、それからその次が医療費等ということで、医療、それから平成12年から始まりました、介護納付金についてはこの中に入っておりませんので一番右側に寄せておきました。20年度から始まりました後期高齢者の支援金はこの中に入っておりますが、特に費用がふえた背景というのは下の方に書き込んでおきました。19年度までに70から74歳の人を国民健康保険の一般加入者に移行したことによりまして医療費の増大で、毎年ずうっとふえてきております。平成20年度に後期高齢者支援制度ができて、その負担だとか、さらに21年度は新型インフルエンザなどの影響もありまして、びっくりするような医療費の高騰がございました。22年度は幾らか、1人当たり1万3,000円ほど減額になっております。

それに対しまして、国民健康保険税は16年度に改定をして、同じ税率でしたが、この間、個人所得等がふえたこともありまして、税率を変えなくても一定の上昇がありました。20年度に後期高齢者医療制度が始まったこともありまして、それに対する支援金なども含めまして、税率を改正して値上げが行われましたが、平成22年度には、この間の所得の減少によりまして、平成19年度の値上げ前よりも1人当たりの額が減少すると。こういう中で、市の基金や、そういうものも全部取り崩しをして23年度の改定が行われることになりまして、実際には、市の方としては、財政的にも弥富市の財政状況というのは、全県平均で真ん中よりもやや下であります。年間2億3,000万円、1人当たり1万9,000円を超えるような負担というのはいつまでもできないというようなお考え方もあったと思いますが、2,000万円程度にして値上げ案を考えておられたようでございますが、やっぱり実際に計算をしてみると、とてもそういう状況ではないというようなこともございまして、最終的には、一定の部分をさらに上乘せするというようなことも想定をしながら、前年に比べて4,000円余りの値上げになる1人平均の9万4,429円になる額を決定されたというふうに伺っておりますが、間違いはないでしょうか、お尋ねいたします。

議長（伊藤正信君） 越川保険年金課長。

保険年金課長（越川博文君） 三宮議員にお答えします。

国保の現状は、高齢者の占める割合が高く、医療費は毎年7,000万円ほど伸びております。一方、保険税収入は、長引く景気の低迷により、所得は前年度15億円ほど落ち込んでおり、保険税収入で7,000万円程度減少が予測され、合計で1億4,000万円不足すると見込んでおります。

今回の改正は、所得割については6.1%から8.1%に、限度額を71万円から77万円にそれぞれ引き上げる案ですが、低所得者の負担を考慮し、均等割を3,000円、平等割を5,000円引き下げ、さらに一般会計から3,000万円ほど繰り入れをお願いしなければならないと考えております。それによりまして、当初予算より4,000万円ほどの増収を見込んでおります。

税の負担については、低所得等のため保険税納付が困難な方のために保険税軽減制度も設けられています。また、市においても減免制度がありますので、担当窓口において相談をしていただければと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 所得が減少したり、あるいは医療費がずうっと高騰する。しかも、それは高齢化に伴い、もともとは一般の国保の加入者は、もっと以前には65歳未満の人、65歳以上は老人保健制度という別の制度で国保に加入しておりますが、その医療費については、国の負担も別途あったり、あるいは国民健康保険制度そのものが出発の、当初というか私が議員になった当時は、事務費も含めてほぼ半額を国が負担する仕組みが残っておりまして、また、低所得者に対する減額等につきましては、その減額分について相当額を国が補助金として負担する仕組み等もありまして、国民健康保険税や市町村が、当時といえども楽ではなかったわけでありまして、運営できる基盤がきちんとありました。

ところが、だんだん国の支出負担が削減をされるようになりまして、とりわけ一般財源化ということで、不足分は交付税で計算をすると、そういう仕組みに変えたから、直接の国保会計に対する国の補助金というのは、事実上なくなった中で、しかも交付税が実際に総額がふえて計算をされるならともかく、そういうことは一切なしにやられたことも大きな理由となっておりまして、年々国民健康保険税の負担がふえていく。さらに、とても住民の負担が耐え切れないものになっているということから、本市としてもかなりの額の一般会計からの支援をしてまいりましたが、これまでの議会の議論の中でも、行政も市民も、もう限界と。何とか国の制度改正をしてほしいということを繰り返し求めてまいりましたが、それはさておきまして、実際に今回の改定の中で、それではどういうふうになっているかということについて少し具体的にお尋ねしたいと思います。

この間の議会の議論もございまして、今、課長の方からも少し説明がございましたが、平成20年度の改正で国の補助金を少しでも有利にしたいということで、なるべく頭割り負担と、それから収入や能力に応じた負担の割合をほぼ半分にするということにしたことから、実は、

この20年度の改正によりまして、大体所得が300万を超えるような人たちでいいますと、全県でも安い方から14番目くらいという、所得の高い人たちはそういうレベルになっておりました。

ところが、所得の低い人たちは、そういうふうには頭割りの割合を非常に多くしたこともあって、一定の軽減がありまして、実際に所得の一番低い人たちは、この辺では割方高いと言われている津島市より、300万、400万という所得の人で4人家族ですと、大体年間、弥富市と津島市の差は、当時10万円近くあって弥富が安かったんですね。ところが、一番所得の低い人たちは、県下でも10番目以内で、津島やなんかよりも高いという状況があって、次の改正のときには、こういうところにきちんと手を入れて実際に負担できるものにしていきたいということをいろいろ御尽力がされた結果、今回の改定になって、大体、それを見ますと、結果的に所得が300万を超えるような2人、3人、あるいは4人世帯、ここでいきますと、大体前年の県平均の10番目前後ぐらいに結果としてなるのではないかと。それから、所得の低い人たちについて言うと、高い方から見て、今高い方から10番前後、所得の低い方は、所得の高い方から30番から三十数番ぐらいの、まあ一様ではありませんが、大体そういうような状況になるということと、もう一つは、結果として所得割を6.1から8.1に上げたことから、今回、津島市に比べて400万前後のところ、年間4人家族、3人家族で10万円ほど安かったところが、半分を少し割り込むぐらいは、まだそれでも安いと思いますが、ただ、それによりましてかなり大幅な値上げがされて、多分令書を発行すると、担当の方は大変苦労するような面もあるんじゃないかというふうはこの税率を見て思うんですが、そういうことについてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えさせていただきます。

当然、三宮議員の言われる危惧は私どもも持っております。その中で、前回の一般質問の御答弁においても、低所得者に対して配慮するという観点からこういうふうには決めさせていただきました。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） それで、一番折ってあります表の表を少しごらんいただきたいと思うんですが、実際にそういう配慮をしていただいても、なおかつ本当に払える国保税になっておるかということや、先ほどの問題もあわせて少し見ていただきたいと思いますが、この弥富市の23年度分国保税税率等改正に伴う説明資料というふうに私が書きまして用意した資料でございますが、これは5月18日に国保運営協議会に出された資料で、パソコンで打った活字の部分は市の資料をそのまま、そうでない部分につきましては私の書き込みによるものでございますが、少しごらんいただきたいと思います。

まず、この表の一つの特徴は、国の制度として決めております低所得者に対する軽減制度、今だと2割軽減、5割軽減、7割軽減という三つの均等割・平等割の軽減の制度がありますが、これが適用されないところの40から64歳の条件というところには、単身前年度所得70万円、1人働きで、給料でいいますと135万円というふうにあります。その下は2人働きで同じような条件、ごめんなさい、1人働きね。全部1人働きということで計算がされておりますが、2段目は2人家族、それから3番目は、40から64歳までの方が2人と、それ以外の方が1人、それから、その下が40歳から64歳までの方が2人と、39歳以下、または65歳から後期高齢に入る前までの人も同じような条件になるわけではありますが、2人ということで、国による軽減制度が対象にならない人、あとは40歳から64歳までの2人家族で、今言ったような条件のもとで200万、300万、400万、500万、600万という所得に応じて、どういう負担になっていくかということを経験していただいたものでございます。

全部説明をしておりますと長くなりますので、こういう人たちの、特に介護保険も含めて全部の後期と介護の負担も含めた保険料の計算が、介護分後の医療・後期・介護の合計という欄にずうっと載っております。

それで、上段が改正前の額、下が改正後の額ということで、一番上だけは、幾らか年額で700円減額になると。それ以外も全部上がっていくという仕組みでありまして、一番下は20%弱、19.2%の、年間でいいますと10万円ほど上がるという表になっておりますが、ここでもう一つごらんいただきたいのは、今回改定されました額の下の方に手書きで書き込んでありますが、例えば一番上の単身のところだと7万2,534円、その次の段も9万3,635円というふうにずうっと書き込んでありますが、この額は、中小企業がかつて加入してありました政府管掌保険ですね。これが今は協会健保ということで愛知県で運営されておりますが、ここの今年度の保険料を、給与収入を月額に、12で割って、その料率を表から求めた健康保険分の滞納納付金も含めた額でございまして、を書いて、隣のパーセントはそれとの比較であります。

それから、この欄外の方に、バックの外の方に、年収に占める収入を給料の1年分とした上でそのそれに対する負担割合を示したものが欄外にあります。例えば年収135万円、給料収入135万円の人だと、協会健保に比べて1.38倍の負担があつて、年収に占める負担は7.4%、その下が175%だとか、一番高いところは192%というふうになっておりますが、年収に占める割合が9.4だとか10.1だとか、8.3で大体1ヵ月分の収入ですから、この程度の収入の人がこんな負担をするというのは、実際にはとても耐えられない額だということは容易に想像していただけると思ふんですよね。

ただし、もう一つの表を見ていただきたいんですが、上から3枚目のところに弥富市の低所得者の税等の負担例という表がありますが、そこに、実際には、これは単身の場合の例で

すが、所得と収入というのは大変違いがあると。例えば、一番下の段で見ますと、所得69万といいますが、給料だけの人だと134万、年金だけの人だと189万、さらに年金が124万円以上147万円以下で、給料との合計が254万円の人でも所得は69万というふうにあります、実際には、税金、国保税も含めてですが、所得に係るということから、所得が低くても払える条件の人もある。たまたまこの表は1人働きという前提ですが、2人働きであったり、それから家族の中に年金をもらっておる人がおったりというふうになりますと、相当この表の収入じゃない収入があることも事実でありますので、そこで、国の方はそういうものに対してどういう対応をしておるかということが、一番上の最初の表の一番左側の税の差し押さえ禁止の条件を大まかに入れておきましたら、給料の収入や年金の収入もこれに大体準ずるといふふうにされておりますが、実際には、こういう一定の条件を決めて、これを下回る人たちについては差し押さえだとかという強制的な徴収をしないと、滞納分に対して。滞納処分の停止をする基準というのが法律に基づいて定められております。

それから、その隣の国民年金の減額納付基準というのがございますが、上から4段目までの、要するに国民健康保険税の国によります2割、5割、7割の減額が受けられない人たちは、全部それよりも下回るんですが、国民年金の徴収に当たっては、こういう制度が国の制度として確立されております。したがって、私が今後この国民健康保険の減免基準だとか、それから徴収に当たっての低所得者保護ということから見ますと、先ほど申し上げましたような収入と所得の差があって、実際の収入で支払いの多くなる人たちにはひとつ御協力をいただくが、本当にこの表だけのような収入で生活保護基準を割り込むとか、国の基準、国民年金の基準の減額に該当するような人たちについては、それぞれの基準に沿って、年金の基準が単純ではありませんからあれですが、少なくとも国保税の徴収ということではありますと、こういう基準に基づいて低所得者保護の立場、それから実際の収入のある方についてはきちんと説明をして御協力をいただいて、今回低所得者向けに一定の引き下げもしたことから、ぜひこの部分の、実際に払える人たちの徴収率を上げるということについてはぜひ努力をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

収納課長（服部 誠君） 今の御質問ですけれども、滞納処分の停止ということにつきまして説明させていただきます。

本年3月の議会の一般質問の方でもお答えさせていただいておりますけれども、滞納処分をすることができる財産もなく、生活保護による保護の基準に基づき算出した保護開始時の要否判定に用いられる最低生活費の100分の110というときにつきまして滞納処分の停止の基準を定めさせていただきまして、平成22年4月より行っております。

基準につきましてはそういうことで判断させていただきますが、あと個々で納税相談等を

行いまして、実際にその方が納付できるかどうかということの判断も御相談につきましては判断材料とさせていただきます、100分の110も基準に取り入れて今後滞納処分の停止、それから納付指導ということで行っていきますので、ひとつ協力の方をよろしく願いいたします。以上です。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） ぜひそれはそのように進めていただきたいんですが、問題は、生活保護基準の1.1倍といいますと、アパートなんかにおる人は多分あんまり変わらんとおもいますが、そうでない場合は、この国税徴収法の基準よりはかなり低くなると思いますよね。したがって、今、課長がおっしゃられたような、この生活保護基準の1.1倍の基準というのは、事業者、給料などじゃない人たちの低所得の人に適用するとか、より国税徴収法で上位の基準のある人たちについてはなるべくそれに基づいて、きちんと法律に基づいた対応ができるようにしていただくということが一つと、もう一つは、当市は弥富町時代からそうでございますが、滞納している人たちは、やっぱり滞納しているのはよくないと思っていますので、幾らかでもいいからということで滞納徴収のときに払うと、その払ったものをなるべく過年度の滞納の分に充当して時効の停止をする措置をとっておりますよね。横着でやって、たくさん滞納のある人たちについて言うと、差し押さえる条件があるとかいう人たちについては、私は、それはある意味では必要なことかもしれませんが、実生活が既に差し押さえする財産もないとか、収入の実態からいっても、過大なものになっている人たちについても同じような尺度でやられておりまして、最近では改善されたかもしれませんが、以前私が相談に乗った方でも、70歳を超えたような方が新聞配達をしながら全く病気で働けない息子を扶養して頑張っている人たちに対しても、かつて少し収入が多かったときの国民健康保険税や住民税が多いということで、1,000円払ったことで、要するに通常5年で時効になるものを時効を延長してというようなことが結構やられておったんですが、今はそういうところは改善をされているかどうかお尋ねしますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

収納課長（服部 誠君） 今の御質問にお答えさせていただきます。

滞納処分の停止の方で、実際、今年度につきまして、積極的に停止の方を行っている状況なんですけれども、今までに比べまして、そういう納税相談、納付相談を行って、本当に今議員が言われるように、払えない方、生活に窮迫されてみえる方につきましては処分停止の方に持っていくということで、22年も、先ほど話させていただきましたように100分の110という規定も設けさせていただいておりますので、それに近い方等につきましては個々に折衝いたしまして、現年度等発生する状況が税としては多いですけれども、過去のものについてそこら辺を勘案させていただきまして、どのようにできるかということをご本人と相談いた

しまして対処させていただくということでやっております。以上です。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 関連してもう一つお尋ねしたいんですが、これは減免の方ですから保険課長か民生部長になると思いますが、実は、年金からは月額1万5,000円、2ヵ月で3万円以上ある方については、介護保険が先行、国保につきましては2分の1を超えない範囲で国保についても年金から引き落としをするということが現実に行われております。しかも、よその市町が、70歳以上だとか年齢別の収納率の調査をしたところ、ほとんどもう60代、70代、年金の対象の人というのは98%だとかと非常に高い納入率になっていますよね。よその調査でそういうことをお伺いしました。

前にもちょっと申し上げたことがあると思うんですが、実際に生活保護を受けていないけれども、年金収入だけが頼りで細々と暮らしているひとり暮らしの方も結構あるわけで、その人たちについては、医療費については所得のない方は非課税ですから無料にしておりますが、保険税については、所得ゼロであっても負担をするという仕組みになっておりますので一定の負担がされておりますが、今の制度が申請による制度でありますので、せっかくいい制度をつくっておっても、ほとんど申請がなくて減免が受けられないという例が少なくなくて、前にも申し上げましたが、何とかしてほしいというのが民生委員の方からもあります。一つここで問題になるのは、やっぱり実際に持っているお金、そういう方たちの共通している問題は、せめて葬式のお金だけは残しておきたいと。人に迷惑をかけたくないという思いがすごくあるんです。ただ、特別養護老人ホームなんかに入所している人については、預貯金については、そういう人については400万までの保有を認めているというのが減免基準の実際の運用の仕方ですよ。したがって、そういう公的な施設に入所する人たちの減免につきましては、介護保険もそうでございますが、一般の人とは、申請による免除、そっちも申請による免除なんです。施設やなんかがきちんと施設の費用を確保するために必ず、ここに収入状況も調査してありますので100%減免を受けられる仕組みがあるんですが、もう一方で、実際に町の人たち、いろいろ市側もケアマネジャーとか民生委員の人にもお願いをしてということと言われるんですが、なかなか個人の収入まで立ち入るといのは、またかなり親しくなるか、余裕があってお話ができる状況でなければ無理なことがありますので、やはり所得の状況について定期的に市が調査をして、そういう対象者と思われる人を拾い上げて、本当に三度の食事を二度にして年金からの引き落としをしておっても、申請できないような人たちをそのままにすることのないような対応をどこかで考えていただかないと、せっかくいい制度ができて、ほとんど利用されないままになっていくということがございますので、その辺についてぜひ今後御研究いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 越川保険年金課長。

保険年金課長（越川博文君） 議員にお答えします。

減免制度につきましては、税務課、介護高齢化、保険年金課の受けられる制度の内容を一覧表にして、それぞれの窓口において周知に努めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 非常にうちの制度はいいもので、皆さんが努力をされておるといふことはよく承知をしておりますが、実際の利用が、そういういい制度があることに比べると、大変少ない。それは、少なくとも今言つたひとり暮らしのような人たちが窓口に来るなんてことはほとんどないですよ。滞納もしていないから、全部保険証も直接送付されるとかということだし、仮にそういうものがあったとしてもなかなか、皆さんだと自分の職務の関係でわかると思ふんですが、理解できないんですよ。そういう本当に生活保護基準を下回って生活している人が、政府自身の調査でも2倍も3倍もあるということでもありますので、これはなかなか皆さん、いろいろ職務も忙しくて大変だと思ひますが、どこかで収入の状況といふのはおおよそ把握されている例が少なくありませんので、一定の抽出で調査をするとか、いろいろな方法も含めて、せつかくいい制度をつくつたわけですから、これに魂を入れて活用していく。お金でいへば、大したお金ではないんですよ、2分の1に減額するとかいう範囲ですから。年額2万だとか3万を減額するということですから。ところが、払う側の人からいふと、本当に生活保護基準を割り込むような、三度の食事を二度にするような食事の中で1万円減るかどうかといふのは、これはまた非常に大きな問題でもありますので、研究していただくことを要請して、次の質問に移りたいと思ひます。

もう一度、一番真ん中の4枚目の表の、さつき説明した反対側に各国の社会保障財源の構成比といふのが、2007年、世界的な統計資料、古いものになりますが、ありますので、ごらんいただきたいと思ひます。

これはヨーロッパと日本との比較ですが、一番特徴的なのは、事業主の保険料が、社会保障費、これは医療や年金を含めた総体ですが、に占める割合が、事業主の保険料が、一番少ないドイツでも35.2%、一番多いフランスは44.1%というふうに非常に大きな役割を占めております。

それともう一つ、ヨーロッパの場合は、消費税の表面税率が非常に高いわけですが、消費税の割合が、実際には非常に低いということですよ。19.6%の表面税率のフランスでも3.7%だとか、25%のスウェーデンでも12.2%だとか、5%のはずの日本が8.8%だとかといふような形で、消費税の表面税率と実際に社会保障に使われておる割合といふのは、ある額、総額とも影響してくると思ひますが、こんなに違いがあつて、日本が簡単に10%や15%に上げればヨーロッパ並みになるなんていふような状況では全く、特に負担する側からいふ

と、ないということが一つと、本人の保険料が際立って、またドイツも割方高いんですが、日本はそれをさらに上回って高いと。イギリスは10%、スウェーデンは9.5%、イタリアは15.8%、フランスは21.2%というふうに、本当に健康を守るだとか、ここには直接関係ありませんが、教育だとか次世代を育てるとか、こういうものについて言うと、やっぱり社会で負担をして、本当に持続的な国や地域の発展を図ることが基本になっているヨーロッパと日本の違いが際立っております。

もともと昨年の議会でも、国に対して、働く人たちがきちんと働いたことで収入が得られる、あるいは社会の富をつくり出す人たちを使ってもうけている事業所が、きちんと必要な経費を負担するということが日本ではどんどん崩れて、そして従来対象でなかった非正規雇用だとか、そういう個人請負みたいな格好にされたことで、本来は事業主が半分負担しなきゃいかん部分、あるいはそれはできないようにして、そこを国保が負担をする。社会保障制度と保険制度を兼ね合わせたところへどんどんそういうのを送り込んでくる。それから、そういうところが必要な税金を負担しないとか、費用を負担しないということが非常に大きな問題になっておりまして、あの意見書を出すときに、市長の方からも、やはり中間所得者とか、そういうことがきちんとできる人が大幅に減っておることが、日本のこの社会保障制度がこういうピンチを迎えている大きい原因だから、そこを直さなきゃいかんというふうにおっしゃられたことを私は覚えておりますが、国に対して制度の改正を求めていくということについては、市側も議会も異論があるわけではありませんが、国に要請しても無駄だとか、日本の場合はしょうがないというようなことではなくて、本当に今回の原発事故の問題もそうでありまして、働き方の問題もそうでありまして、ちゃんと働けばその収入で、今の暮らしだけではなくて、結婚して子供を育てることができる、税金や年金も払うことができる、そして、自分の老後の年金もちゃんと保障される、こういう仕組みを本当につくっていくことが、地域や社会の持続的な発展に絶対に欠かせない仕組みでありますので、これを壊してきたことに対してきちんと直していただくというんですか、今の国に向けて制度の改正を求めていく上で、やっぱりここは、私は地方として腹をくくっていく必要があると思いますが、市長になると思いますが、市側の今後の国に対する制度改正をどのようにお考えになっているか、お尋ねいたします。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

三宮議員の御質問にお答えをしていくわけですが、三宮議員におかれましては、今までにおきましているんな資料を御提案いただき、あるいはいろんな角度からこの国保税に対する検討をいただいておりますことに対して感謝するところでございます。

今回、私どもが一部改正をお願いするところは、三宮議員を初め多くの議員の皆様にも今

まで説明をしてきておりますけれども、高齢化社会、あるいは医療の高度化等々、また昨今では経済状況の悪化というような状況の中で、市町村を中心とする国保運営が大変厳しい状況にあることは説明をするまでもないというふうにも思っておりますのでございます。

基本的には国保の原点というのは、私は相互扶助の精神であると同時に、受益者負担でもあろうというふうにも思うわけでもございます。そうした形の中で、今回国保に加入している方に対しては少し痛みを伴っていただくわけでもございますけれども、この国保の安定、恒久的な制度という形の中でしっかりやっていかなきゃならないということを御理解いただいて、税の一部改正をお願いするものでございます。もちろん私ども、市としての役割もしっかりと今後も実施していきたいというふうに思っているところでございます。

毎年、先ほど所管の課長から説明させていただいたように、通常の場合ですと、このところ7,000万ほどの医療給付が伸びております。そうした形の中での、歳出に合わせた拠出をしていかなきゃならないものですから、どうしても大変厳しいという状況でございます。そうした形の中で、税の改正をすることにおいて一定の額をお願いをしていきたいということでもございます。市といたしましては、また皆様の御理解をいただきながら補正というようなことを組ませていただかなきゃならないというような状況も考えておるところでございます。

国に対しては、以前から市長会を通じていろんな角度からお話をさせていただいております。私どもといたしましては、市長会としては、今までこの国保の問題については中心的な役割を果たしてきたじゃないかということ国に申し上げ、今、国の方の平均的な給付というのは約40%ぐらいになるかというふうに思っておりますけれども、この比率を高めていただかないと、いつまでもこの論議がかみ合わないわけでもございまして、そうした形の中では、御承知のように、4月に法案は通り、そしてこの5月2日から施行されておるわけでもございますが、国と地方の協議の場ということができるようになりました。これは、地方分権社会の具体的な一つのあらわれであろうというふうに思っております。たしかきょう、中央の方では、この国と地方との協議の場ということが開催されるのではないかというふうにも思っておりますけれども、この中では、国保に対する国の役割ということに対しては、積極的に市長会代表といたしましても議論をしていくということを伺っております。そうした形の中での国と地方の協議の場が今後ますます我々の立場を含めまして、あるいは国民の皆様の立場を含めて、しっかりと国と協議をしていただきたいというふうに思っております。

また一方では、御承知のように社会保障と税の一体改革という形の中で、これも消費税を中心とする基幹税をどうしていくんだということの論議があろうかと思っております。そうした形の中で、さまざまな角度からこの国保の運営のあり方ということについて今後も協議される

というふうに思っております。また、私どもといたしましても、いろんな協議の中、あるいは社会保障と税の一体改革という形のものについては注視していきたいというふうに思っております。これからも市の役割をしっかりと果たしていくと同時に、国の方にも要望をし続けてまいりますので、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 実は、その一体改革の問題ですが、政府の地方自治にかかわる重要なポストを占めております片山総務大臣は、この集中検討会議、同じ開かれた2日の日ではありますが、自治体の意見がほとんど反映されていないとする意見書を出しております。自治体は、公立保育所運営や胃がん検診などの単独事業を実施しています。片山氏は、こうした事業を自治体の自由裁量で廃止しても頓着しないと言わんばかりの改革案は、全く当を得ていないと主張しました。改革案が、地方分を含む消費税全体を福祉目的税化するとしているが、地方消費税は、それまでの地方個別消費課税、電気・ガス税などを整理、再編したものであり、地方消費税までも福祉目的財源に特化すること自体を容認することは断じてないと述べておりますというふうに言っておりますが、要するに、今回の検討会議の三本柱は、給付削減と自己負担増、高齢者負担増を我慢するよう国民に迫る我慢の三本柱だと言われております。厚生労働省は、国際競争が激しいから、大企業が負担を続けるのは容易でないとして、社会保障に対する大企業の責任も免じました。

こんな形で、憲法第25条で定められた健康で文化的な最低生活の保障だとか、今、保育の問題はこういうふうに言っておりますが、つい以前までは、国と地方の責任で保育所を運営するに必要な費用は、保育料なんかの減額した分については、旧弥富町、それから十四山村、あわせた平成たしか16年ぐらいで廃止になっておると思いますが、年間1億5,000万円を超える保育料を減額、法律に基づいて減額したことに対する負担金を国と県が交付をしております。

それから、先ほど市長、4割ぐらいが今国保の運営費だというふうにおっしゃられました。が、当市の場合でいいますと、先ほどの一番内側の表にも示しておきましたように、表面的には29%から30%ぐらいの負担というふうになっておりますが、年間5,000万円近い返還だとか、要するに概算払いにして返すという仕組みも含めての費用負担ですから、結局、返す金は毎年何千万ということでもありますので、実際の実効負担は、介護納付金を含めた医療費等の負担の中で考えれば、せいぜい二十五、六%ということが本当に市民と国民を苦しめている大きい原因になっておりますので、やはり国民健康保険法の本来の目的に基づいたきちんとした負担を国にするように引き続いて求めていただくことや、せんだって原発の問題でも申し上げましたが、国自身が明確な、今後日本社会をどうしていくかということを持っていない。しかも、民主党が政権に着くときには、国民健康保険には、大規模な負担をする

とかいうことを言って選任されたんですよね。政権に着くと、かつての自民党政権時代よりももっと国民や地方の負担にするという方向に今進んでおりますので、ここは本当に国民と地方の声を代表して、しっかりと国の将来、地域の将来をどうするかということ踏まえた提言をしていただくことを求めて、次の質問に入りたいと思います。

補正予算でございますが、今回、耐震関係を中心とした補助金を組んでおりますが、多くの自治体では、かなり独自の負担金の上乗せをしたりして、何倍という従来の申請があったりしてそれへの対応を決めておりますが、弥富市としては、この国が行いました、1年だけでありましたが30万円の上乗せをするというようなことだとか、あるいは今回の補正予算の中で、今後の問題も含めて今どのようにお考えになっているかということが一つと、もう一つは、4月でほぼ市の支出収入が事実上、最終的な見通しがついておりますが、本年度の、税収につきましては、前年度を下回らない状況が確保されているというふうに思いますが、支出についても収入についても予想どおりか、支出は幾らか少なかったと思いますが、両方の次年度への繰り越す留保財源、新年度予算では3億円ほどのですか、いつも最近そういう上程であります、実際におよそどの程度を見込んでいるかもあわせて御答弁いただきたいと思ひます。

議長（伊藤正信君） 佐藤財政課長。

総務部次長兼財政課長（佐藤勝義君） 歳入の留保財源の質問の件でございますが、平成22年度から23年度への繰越金につきましては、繰越明許費の繰越額、これを除きまして約7億7,000万円と見込んでおります。

議員がおっしゃられましたように、平成23年度当初予算に繰越金3億円を計上しております関係で、留保財源は、繰越金だけを見れば4億7,000万円ということになります。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それでは、耐震改修費補助金の関係で答弁させていただきます。

耐震改修費補助金につきましては、平成23年度当初予算に5戸分、300万円を計上させていただきます。しかし、今年度につきましては、補助金額が国の上乗せ分30万円を加えた90万円となったこともありまして、耐震改修費の事業の申し込み受け付けを行ったところ、申し込み戸数が9戸となりましたので、当初予算予定分を上回りました4戸分につきましては今年度、今回補正をさせていただくものでございます。以上でございます。

今後につきましては、今回愛知県、県の方が6月補正で基本額90万円ということで補正対応するということですので、そういったことで市の方も、できましたそれに追従する形でしていきたいというふうな考えも思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） ぜひ、実際あまり制度が知られていないこともありまして、早くやったところでは大幅に追加の申し込みが、特に今回の震災の影響もあると思うんですが出ておりますので、県もふやすなら、そういうものも活用しながら必要な補正を組んでいただくことを要望しておきたいと思います。

あと、先ほどの説明の資料で使いました2枚目の資料につきましては、手書きだけの分でございますが、この資料は、7割、5割、2割の軽減が受けられる世帯の国保税が、いずれも前提は1人働きの給与収入という前提でございますが、減額されたとはいってもこういうものになっておって、なかなか国の制度による減額やそういうものでは払い切れないものになっているということを、もちろん先ほども質問の中でも説明させていただきましたが、実際の収入と所得というのは、今の年金制度や働き方によって、家族構成によってもかなり差がありますので、実収入のある人たちにはきちんと御協力をお願いするという立場を貫いていただいて、今回、低所得者向けの減免もされましたこともありまして、ぜひ収納率を上げながら、無理のない方法で、市が、本当に市民の暮らしや痛みに寄り添った国民健康保険事業が行われることを強く要請して、質問を終わります。

議長（伊藤正信君） 三宮議員の質疑が終わりました。

他に質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、本案6件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~

午前10時58分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊藤正信

同 議員 小坂井 実

同 議員 佐藤 高 清

